

発議案第 1 号

鎌ヶ谷市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和2年6月26日

鎌ヶ谷市議会議員

提出者 芝田 裕美

賛成者 小易 和彦

佐藤 剛

佐竹 知之

津久井 清氏

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けている市民及び事業者への支援等に要する経費に活用するため、市議会議員の議員報酬を削減しようとするものである。

鎌ヶ谷市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

議員の議員報酬は、令和2年7月1日から令和2年12月31日までの間、鎌ヶ谷市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年鎌ヶ谷市条例第7号）第2条の規定にかかわらず、同条の規定による報酬月額から100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。